

提案株主が山洋電気に提案する議題の内容（全文）及び理由（全文）

※当社は山洋電気

[1] 提案する議題の内容（全文）

1. 取締役1名選任の件

取締役1名（候補者：丸木強）を選任する。

〔氏名（生年月日）〕

丸木 強 まるき つよし

（1959年7月23日生）

〔略歴〕

1982年4月

野村証券株式会社 入社

1999年8月

株式会社M&Aコンサルティング

取締役副社長

2006年5月

株式会社MACアセットマネジメント

代表取締役

2010年2月

株式会社TNPストラテジックキャピタル

代表取締役

2012年9月

株式会社ストラテジックキャピタル

代表取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社ストラテジックキャピタル

代表取締役

〔所有する当社の株式数〕

0株

〔取締役候補者とした理由〕

提案株主は、当社の大株主として、当社取締役会と同じく資本コストを踏まえた経営により当社の株主価値が向上することを切望している。

しかし、当社の取締役会は、当社出身者のほか、事業会社、銀行及び法律実務の出身者によって構成されており、資本市場の知見を有する者を欠いている。すなわち、当社の取締役会は株主価値の向上を期待されているにもかかわらず、資本市場や株主の視点が十分に備わっているとはいえない。

そこで、提案株主は、候補者が、野村証券株式会社での業務を通じて得た資本市場に対する知見と、その後現在に至るまでの投資運用業者の経営者及び運用担当者としての経験から、当社の株主価値の向上に貢献できることを確信し、新たに候補者とする。

(注)

1. 候補者は提案株主のうち、株式会社ストラテジックキャピタルの代表取締役を務めており、提案株主は本年3月末日現在で当社株式を合計で6,349,200株保有している。

2. 本年3月31日現在、当社の発行済株式数に対して提案株主が保有する株式数は、合計で17%となる。したがって、総議決権数に対する割合は10%を超えているため、候補者は、東京証券取引所に独立役員として届け出される予定はなく、非常勤の社外取締役として活動することが期待される。

3. 候補者及び提案株主と当社の間にはその他の特別の利害関係はない。

2. 取締役の任期に係る定款一部変更の件

本議案は、取締役の任期を2年から1年に変更することを目的とする議案である。

現行の定款の第22条を以下のとおり変更する。(下線は変更部分を示す。)

現行定款

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

変更案

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 指名委員会の設置に係る定款一部変更の件

本議案は、社外取締役が委員の過半数を占め、かつ、委員長を務める任意の指名委員会を設置することを目的とする議案である。

現行の定款に以下の条文を新設する。

(指名委員会)

第24条の2 当社は、取締役会の諮問機関として、指名委員会を置く。

② 指名委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上5名以下の取締役で組織し、その過半数は社外取締役とする。

③ 指名委員会の委員長は、社外取締役である委員の中から、取締役会の決議によって選定する。

④ 指名委員会は、取締役の選任および解任に関する株主総会議案その他取締役会が決定する事項について審議し、取締役会に答申する。取締役会は、指名委員会の答申を尊重して、その決定を行う。

。

- ⑤ 指名委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める指名委員会規程による。

4. 資本政策の検討に係る定款一部変更の件

本議案は、当社取締役会に対して、財務健全性及び資本政策が株主価値向上の観点から適切な状態及び方針となっているか、定期的な検証と開示を求める議案である。

現行の定款に以下の条文を新設する。

第7章 資本政策の検討

(資本政策の検討)

第45条 取締役会は、少なくとも年1回以上、株主価値向上の観点から、財務健全性に関する主要な指標の評価及び目標水準ならびにこれらを踏まえた資本政策の評価及び方針について審議し、当該評価の概要及び審議の結果としての株主還元方針を開示するものとする。

5. 株式分割に係る定款一部変更の件

現行の定款に以下の条文を新設する。

第8章 株式分割

(株式分割の総会授権)

第46条 当社は、株主総会の決議をもって、株式分割を行うことができる。

6. 株式分割及び株式分割に伴う発行可能株式総数に係る定款一部変更の件

(1) 「議案5. 株式分割に係る定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社普通株式について、以下のとおり株式分割を行う。

ア 分割割合 1株につき5株の割合とする

イ 分割の基準日 本定時株主総会の日翌営業日から起算して3週間後の日

ウ 分割の効力発生日 基準日の翌日

(2) 会社法第184条第2項の規定に基づき、株式分割の効力発生日をもって、当会社定款第6条を下記のとおり変更する。

現行定款

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億5,000万株とする。

変更案 (下線は変更部分を示す)

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、7億5,000万株とする。

〔2〕 提案する議題の理由（全文）

1. 取締役1名選任の件

当社は様々な点において、資本市場を軽視し続けてきた。

情報開示の面では、当社製品が生成AI用のデータセンター、最先端のリアドア熱交換器、B200を8台搭載可能なDLC式サーバーに搭載されていると顧客が公表しているにもかかわらず、当社は何ら開示をしていない。

資本政策の面では、金利負担を過度に回避し有利子負債を活用しないなど、株主資本が有利子負債に対して遥かに高コストな資金であるとの認識を欠き自己資本比率は77%にまで達している。

証券会社の調査レポートにおいては、アップサイドとして「実効性のある株価を意識した経営施策」「IR拡充」「ガバナンス改善」、ダウンサイドとして「低いままの株価意識」が明記されており、上場企業足りえない評価である。

当社の取締役会に資本市場の知見があれば、このような評価とはならなかった。そこで、提案株主は資本市場に精通した提案株主の代表者を取締役として選任することを求める。

2. 取締役の任期に係る定款一部変更の件

本議案は、取締役の任期を2年から1年に短縮することを求めている。

取締役選任議案は、株主が取締役に対する評価を議決権行使によって表明する、株主にとって重要な権利行使の機会である。しかし、当社は取締役の任期を2年としており、かかる権利行使の機会が他の上場企業に比べて半分となっている。つまり、当社においては、株主が取締役を評価する権利行使の機会が他の上場企業に比して制限されている状態にある。

さらに、取締役任期を2年にすべき当社固有の理由を当社が説明することもなく、ただ漫然と任期を2年のまま維持している現状は、当社取締役会が株主を軽視しているとの評価も免れない。

したがって、取締役任期を1年として、株主による毎年の評価による監督を強化しガバナンスの改善に努めるべきである。

3. 指名委員会の設置に係る定款一部変更の件

本議案は、社外取締役が過半数かつ委員長を務める任意の指名委員会の設置を求めている。

コーポレートガバナンス・コードでは、指名・報酬委員会の活用が推奨されている。取締役会の審議事項の中でも、特に報酬・指名において委員会の活用が求められるのは、これらが経営陣の機微な情報を含み、かつ、恣意的な判断が起りやすい性質を有しており、取締役会の機能の独立性・客観性・説明責任を確保する必要性が高いからである。

しかし、当社は報酬委員会を設置済みである一方、指名委員会は設置しておらず、またその理由について説明を行っていない。このような現状は、単に市場や株主の要請を軽視しているにとどまらず、指名について独立性や客観性を確保すべきでないかのような、ガバナンス上の問題があると誤解されてもやむを得ない状態である。

そこで、当社のガバナンス改善の第一歩として、任意の指名委員会を設置することを求める。

4. 資本政策の検討に係る定款一部変更の件

当社は、事業競争力、成長性、収益性及びキャッシュフロー創出を高水準で実現している。しかし、当社の資本政策に対する意識が希薄であるために、同業他社に比して、利益率は同等であるのに、ROEは劣後し、その結果、事業の価値が株価に十分反映されていない。

(当期純利益率／自己資本比率／ROE)

当社	:	7.9%	/	77%	/	7.5%
ニデック	:	6.3%	/	51%	/	10.4%
安川電機	:	7.0%	/	58%	/	8.6%
デルタ電子	:	10.8%	/	41%	/	22.4%

当社は、資本コストに関する開示において、株主価値向上に向けた最大の課題である資本効率改善の具体策に一切触れておらず、これは東京証券取引所

(以下「東証」という。)が投資者の目線とズレた事例という「表面的な分析・評価」にほかならない。かかる状況を是正するため、取締役会において資本政策の在り方を審議したうえで、具体的な株主還元方針を継続的に開示すべきである。

5. 株式分割に係る定款一部変更の件

当社は、2025年9月30日を基準日として、1株につき3株の割合による株式分割を実施した。しかし、当社株式の単元株の取得価格は分割後も30万円台から50万円台の間で推移しており、個人投資家にとって投資しやすい水準にあるとはいえない。日本取引所グループによれば、2025年9月末時点で、投資単位が30万円未満の上場企業は全体の79%を占める。また、東証は2025年4月の「小額投資の在り方に関する勉強会報告書」において、個人投資家が求める投資単位として10万円程度が望ましいと示唆している。

株式分割は、投資家層の拡大及び流動性の向上を促し、当社株式の市場評価の改善に資するものであるが、当社が自主的に株式分割を実施しない状況を踏まえ、株主主導で機動的に株式分割を行うことができるよう、株式分割の実施及び分割比率につき、株主総会において決議することを可能とすることを求める。

6. 株式分割及び株式分割に伴う発行可能株式総数に係る定款一部変更の件

前号議案と同様の理由により、1株につき5株の割合で株式分割を実施することを求める。

以上